

経費精算システム「楽楽精算」導入・利用環境提供業務 仕様書

1 楽楽精算の仕様

- (1) 利用人数は150名までとする
- (2) 以下のサービスを利用可能であること
 - ① ユーザライセンス：150名分
 - ② ファイル添付オプション：150名分
- (3) 初期導入にあたり、業務体系やシステム運用にとって最適な環境を分析し、楽楽精算の管理者向け操作指導を訪問指導3回により行うこと。
 - ① マスターについて（会社・社員情報、会計情報）
 - ② 承認情報、申請画面設定について
 - ③ 出力設定について（会計情報連携 必要に応じ銀行情報）

※設定については（公財）ひろしま産業振興機構にて実施する。

2 楽楽精算利用期間

- (1) 契約締結から半年間利用可能とすること。

なお、利用期間が年度をまたがる場合で、この契約締結の属する年度の翌年度以降において、本サービス利用における（公財）ひろしま産業振興機構の予算が減額又は削除された場合は、利用を中止することがある。
- (2) サイト開設から利用開始に至るまでの目安となる作業工程表を提出すること。
- (3) 契約締結月は利用料無料とすること。
- (4) 契約締結から半年間経過後、（公財）ひろしま産業振興機構から利用終了の通知がない場合は、契約を1年間更新したものとみなす。
- (5) 契約締結から半年間経過後、楽楽精算の利用を終了する場合は、利用終了1か月以上前に（公財）ひろしま産業振興機構から利用終了の通知を行う。

3 支払方法

- (1) 初期導入費用については完了払いとし、検査・引き渡し及び支払いの方法は約款記載に従うものとする。
- (2) 利用環境提供費用については毎月末日締めのお座振込による月額払いとする。
- (3) （公財）ひろしま産業振興機構の人事異動等により楽楽精算利用人数が100名を下回った場合もしくは150名を超えた場合は、半年経過後、月額利用料を変更できること。